

『経ビビジネス』 1989.1.30

国際

世紀末大デタント時代

「ソ連の改革の成功を祈る」と語ったレーガン米大統領の「サヨナラ演説」（1月11日）は、きわめて印象的なものであった。その登場以来、「悪の帝国」ソ連との対決、「強いアメリカ」の再来を唱えてきたレーガン大統領が、かくも違った対ソ認識を抱くようになっていたからである。1970年代末の「新冷戦の時代」以来10年、この間、世界の潮流は大きく変わった。今日の「東」側世界の経済的停滞と社会的硬直、そしてこれら諸国内部における自由化、民主化への要求、そして民族反乱の相次ぐ発生は、もはや社会主義に輝ける未来がないことを証明している。ここに今日の「東」側世界の根源的なジレ

ンマがあるのであり、ソ連がいま真剣にペレストロイカ（根本改革）を求めているのも、このような矛盾の反映にほかならない。

一方、米国の世紀も、いまや終焉に向かおうとしている。世界最大の債務国米国の出現という現実のもとで、双子の赤字といわれる財政危機、国際収支危機は、ブッシュ新政権下でも簡単に打開できない構造的な病弊であり、日本や台湾、韓国などの東アジア経済圏がドルを買い支え、米国を金融的にも支援しないかぎり、米国経済は深刻な破綻に見舞われるであろう。

こうした現実是一方で東西間の経済交流を促進する方向に動く。88年の大きな出来事であった米ソの緊張緩和は、たんに米ソ両国の軍縮経済の行き詰まりに由来するのみか、「東」側の経済的活力を強化し、「東」側世界も国際経済

市場に組み込んでいくことによって、「東」側に眠っている膨大な資源やエネルギーを有効に生かそうとする歴史的潮流をも背景にしている。

同時に、ペレストロイカを進めつつあるソ連と、改革・開放戦略を進めつつある中国との共通基盤・共通項は、急速に拡大しつつあり、社会主義経済の長期的な困難と停滞も、相互依存・相互補完関係を強化せずにはおかない

こうして今日の国際関係には、従来の軍事的・戦略的枠組みとは異なった地殻変動が生じつつある。いまやこのような非軍事戦略的・経済主導的な国際関係の枠組みこそ、ますます重要になってきているのであり、米ソ関係の転換は、一時的な緊張緩和なのではなく、いわば歴史的な転換だと言わねばならない。

（中嶋 嶺雄=東京外国語大学教授）

ウィスパー

進むトレード・シークレット法

「トレード・シークレット保護法」の立法化を目指す研究が通産省など政府内部でひそかに進んでいる。米国がGATT新ラウンドの場で企業秘密を保護する国際協定の必要性を言い出したことがこの始まりだった。

この「トレード・シークレット保護法」なる法律用語をあえて日本語に直すとするれば「企業機密保護法」という具合に訳すことができようか。要約していえば企業に利益を与えるすべての企業内情報漏洩が取り締まりの対象になり、具体的にいえば、得意先名簿やコーラ原液の調合法などこれにあたる。類似の法律に特許や著作権保護法な

どがある。それらの法律と違うところは、画期的な発明発見からちょっとした創意工夫まで対象範囲が極めて広いこと。また、国への登録の義務はなく、だから非公開のままでも、しかも無期限に所有者の権利が認められるところだ。

米国が国際協定の必要を言い出した背景には、トレード・シークレットを含む知的所有権の保護こそが、衰退する自国産業の競争力強化につながるという判断があるためで、コンピューターや石油化学などの業界が、自らのソフト財産を守るため、米政府に働きかけたのが発端だという見方もある。

つまり、コンピューターのソフトや新素材の開発では、膨大な研究開発投資が必要。それなのに企業秘密を流用する形で、類似製品が作られ、米国市場を食い荒されたのではたまらないで

はないか。それに現行の著作権保護や特許では、企業機密が保護できなくなっていると考え始めていることも、由の一つに挙げられている。

日本でも転職が盛んになってきたことから、産業界から企業秘密の流出食い止めるため、新たに立法化すべだとする声が出ていた。ただ、その方で、同じ産業界の中には、仮に「トレード・シークレット法」の導入をれば、企業の権益が極度に保護され結果となり、新技術の波及などが阻まれるとの立場から、立法化には慎論を唱える向きもいる。

それに日本と米国とでは、法律の立ちが異なるという事情もある。それらを法案策定に際してどう折り合をつけるか、立法化研究でも大きな議論を呼んでいる問題である。（杉田